

8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販 売 業 者 の 販 売 数 量		令 和 4 年 3 月 31 日 現 在 販 売 業 者 の 手 持 数 量	消 費 者 に 対 す る 販 売 数 量 計 ①+②
	製 造 場 (課 税)	製 造 場 の 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者 ①	販 売 業 者	消 費 者 ②		
清 酒	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ 1,376	kℓ X	kℓ 549	kℓ 1,347
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	80	79	40	79
連 続 式 蒸 留 焼 酎	X	X	X	X	X	1,258	X	121	1,155
単 式 蒸 留 焼 酎	1	2,592	8,133	2,143	382	14,928	11,383	1,934	11,765
み り ん	-	-	-	-	-	681	779	115	779
ビ ー ル	-	13,559	2,106	81	503	42,561	20,255	16,687	20,758
果 実 酒	-	-	-	20	-	4,744	4,470	766	4,470
甘 味 果 実 酒	-	-	2	4	1	269	129	25	130
ウ イ ス キ ー	-	4	10	2	1	3,500	1,724	228	1,725
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	0	-	48	30	12	30
発 泡 酒	-	2,651	513	15	59	39,288	16,018	21,768	16,076
原 料 用 アル コ ー ル ・ ス ピ リ ッ ツ	0	16	51	8	85	31,095	13,962	15,396	14,048
リ キ ュ ー ル	0	9,416	892	33	688	81,230	39,391	11,012	40,079
そ の 他 の 醸 造 酒	X	X	X	X	X	4,748	X	296	5,572
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	2	28,240	11,716	2,307	1,722	225,808	116,292	68,947	118,014

調査期間等：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	焼 酎	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
平成 29 年度	1,244	217	13,314	22,195	80,661	117,631
平成 30 年度	1,219	199	13,845	22,158	81,824	119,244
令和 元 年 度	952	107	12,012	19,725	76,718	109,514
令和 2 年 度	1,068	93	11,082	20,053	78,826	111,124
令和 3 年 度	1,347	79	12,920	20,758	82,909	118,014

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	
那覇	341	12	385	4,830	185	6,280	1,053	34	549	8	4,584	3,305	12,530	1,552	35,648	那覇
宮古島	49	2	68	572	25	1,073	136	6	89	1	964	489	1,840	273	5,588	宮古島
石垣	42	4	45	594	35	1,294	170	5	97	1	646	336	1,932	251	5,452	石垣
北那覇	492	48	377	2,079	338	4,192	944	42	356	9	2,932	4,528	7,367	1,351	25,056	北那覇
名護	87	3	59	1,007	39	2,140	269	8	148	3	1,704	1,166	4,207	257	11,096	名護
沖縄	336	10	221	2,683	157	5,779	1,898	35	486	8	5,246	4,224	12,203	1,888	35,174	沖縄
総計	1,347	79	1,155	11,765	779	20,758	4,470	130	1,725	30	16,076	14,048	40,079	5,572	118,014	総計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。
2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新 免許場数	規 取 消 場 数	免 許 消 滅 場 数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数			
					6 kℓ未満	6 kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 遣	合 計 (A)							
清 酒	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	1	内 2	者 3		
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	者 -	
連 続 式 蒸 留 焼 酎	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	1	内 -	者 2	
単 式 蒸 留 焼 酎	52	1	-	-	11	1	20	6	3	4	3	2	1	-	-	-	-	2	53	8	53	内 4	者 49	
み り ん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	者 -	
ビ ー ル	16	-	-	-	8	2	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	16	5	7	内 3	者 13
果 実 酒	6	1	-	-	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7	4	1	内 2	者 5
甘 味 果 実 酒	5	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	2	-	内 2	者 5
ウ イ ス キ ー	5	4	-	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	9	1	-	内 1	者 9
ブ ラ ン デ ー	9	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	9	4	-	内 3	者 8
原 料 用 ア ル コ ー ル	26	-	-	-	9	-	7	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	7	26	1	-	内 1	者 26
発 泡 酒	15	1	-	-	12	1	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	16	4	5	内 2	者 13	
そ の 他 の 醸 造 酒	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	内 1	者 2
ス ビ リ ッ ツ	24	4	-	-	12	4	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	6	28	7	2	内 3	者 25	
リ キ ュ ー ル	34	1	-	-	16	3	3	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-	1	7	35	3	7	内 2	者 31
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	者 -	
雑 酒	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	内 -	者 2
合 計	202	12	-	-	91	11	44	9	7	7	4	2	2	-	-	-	-	2	35	214	44	77	内 26	者 193
各酒類を通じたもの	令 和 元 年 度					18	6	18	12	3	7	6	2	2	-	-	-	1	2	77	10		内 5	者 67
	令 和 2 年 度					19	9	22	4	6	3	5	3	1	-	-	-	1	2	75	9		内 4	者 66
	令 和 3 年 度					17	10	24	4	5	5	2	5	1	-	-	-	1	3	77	10		内 4	者 67

調査対象等：令和4年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、令和3年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ためのもの	輸出の ためのもの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自己の 製造した びん詰	共同の びん詰場			設置許 可な もの	設置許 可な もの		
清酒	-	-	-	3	-	-	3	-
合成清酒	-	-	-	3	-	-	3	-
連続式蒸留焼酎	-	-	-	3	-	-	3	-
単式蒸留焼酎	3	2	-	3	17	-	25	22
みりん	-	-	-	2	-	-	2	-
ビール	-	-	-	4	-	-	4	2
果実酒	-	-	-	4	-	-	4	-
甘味果実酒	-	-	-	4	-	-	4	-
ウイスキー	-	-	-	4	6	-	10	2
ブランデー	-	-	-	4	6	-	10	-
原料用 アルコール	1	-	-	3	11	-	15	-
発泡酒	-	-	-	3	-	-	3	-
その他の醸造酒	-	-	-	3	-	-	3	-
スピリッツ	3	1	-	3	12	-	19	-
リキュール	1	1	-	4	14	-	20	-
粉末酒	-	-	-	3	-	-	3	-
雑酒	-	-	-	3	-	-	3	-
合計	8	4	-	56	66	-	134	26
うち実蔵置場数	3	2	-	4	17	-	26	

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
-	-

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	2	-
もろみ	7	-

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：令和4年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

(3) 販売業免許場数

区分	本年度末販売場数(A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数		
	卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計				
販卸 売売 方に 限る 旨の 条件 が条 件さ がれ 付て いさ いな れて い るも の 及 びの	全酒類	4	708	712	143	472	
	ビール	-	1	1	-	-	
	洋酒	6	19	25	1	8	
	輸出入酒類	29	22	51	1	35	
	店頭販売酒類	-	-	-	-	-	
	協同組合員間酒類	-	-	-	-	-	
	自己商標酒類	1	16	17	-	8	
	自製酒類	清酒・みりん	-	2	2	-	-
		合成清酒・焼酎	-	18	18	-	19
		ビール	-	1	1	-	-
		洋酒	1	3	4	-	3
		計	1	24	25	-	22
	その他の酒類	-	3	3	1	2	
	合計	41	793	834	146	547	
	合 計 の	小売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-
卸売業者の共同購入機関		-	-	-	-	-	
製造者の共同販売機関		-	-	-	-	-	
販 の 条 件 が 付 さ れ て い る も の に 小 売 に 限 る も の	全酒類	一般のもの		2,313	114	1,531	
		特殊のもの		1	-	-	
		計		2,314	114	1,531	
	その他の酒類	一般のもの		66	6	46	
		特殊のもの		-	-	-	
		通信販売だけのもの		47	2	41	
		計		113	8	87	
	合計		2,427	122	1,618		
	媒介業			12	-	4	
	代理業			-	-	-	

調査時点：令和4年3月31日

- 用語の説明：
- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製造免許場数																												販売業免許場数				税務署名														
	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりん		ビール		果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒			雑酒		合計		酒類卸売業		酒類小売業							
	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数		免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	販売業者数	販売業者数	販売業者数	販売業者数						
那覇							7	7			3	1							2		1				5												33	13	207	147	765	442	那覇				
宮古島							6	6			1	1															1												12	8	60	44	131	87	宮古島		
石垣							11	11			2	2	1		1										5		1				3		4	1					28	14	66	48	186	140	石垣		
北那覇	2										1		1		2								3		5		2	1	1		6	1	5								36	10	149	94	399	305	北那覇
名護	1						14	14			4	2	2	1	1			2		4			6		4		1		10	1	11	2			1				61	20	170	107	339	263	名護		
沖縄	1	1					2	1	7	7			5	1	3		1		5		1			5		4	2			4		5				1				44	12	182	107	607	381	沖縄	
総計	4	1				2	1	53	53			16	7	7	1	5		9		9			26		16	5	2		28	2	35	7			2				214	77	834	547	2,427	1,618	総計		

(注) 1 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。